

令和7年度 佐野市移住支援金チェックリスト

移住支援金とは、下記1と2に該当する「東京23区在住の方」または「東京圏※から23区に通勤する方」が佐野市に移住し、下記3(1)～(5)のいずれかに該当する場合に、移住支援金(世帯で移住の場合100万円(子育て世帯加算お子さま1人あたり100万円)、単身で移住の場合60万円)を交付する制度です。

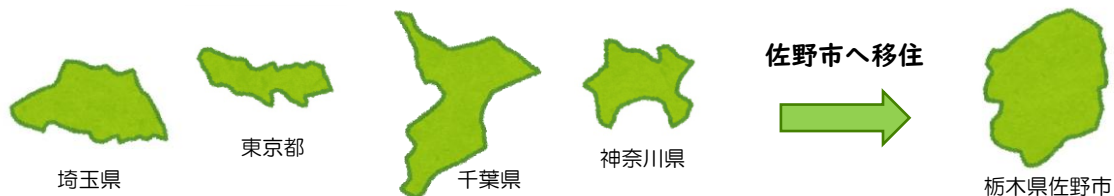
【事前にご確認ください。】

- ・移住支援金制度は、申請した日から5年以上継続して佐野市に移住する意思があることを条件としています。
- ・災害・病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外へ転出された場合には、支援金返還の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

1. 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち**通算5年以上+住民票を移す直前の連続して1年以上**の期間、下記①～③のいずれかに該当する

- ①東京23区内に住民票があった期間。
- ②東京圏(東京23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち、条件不利地域及び以外の地域に住民票があり、東京23区内の事業所等へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間(東京23区内の大学等への通学は上限4年まで可)。
- ③上記①と②を合算した期間。



※東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、以下の条件不利地域を除いた地域をいいます。

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

2. 移住先に関する要件

佐野市へ移住し、下記①～②の全てに該当する

- ☐ ①申請時に、1年以内である。
- ☐ ②申請した日から5年以上継続して佐野市に居住する意思がある。

※会社都合(転勤・出向・研修等)により転入される方は、対象外です。

3. 就労等に関する要件

下記（１）～（５）のいずれかに該当する

- （１）移住支援金の対象求人に新規就業：下記①～②の全てに該当する
 - ①「とちぎWORKWORK就職促進プロジェクト」ホームページに掲載された対象求人に応募し、採用されている。
 - ②週 20 時間以上の無期雇用契約である。
- （２）専門人材として就業：下記①～③の全てに該当する
 - ①内閣府が実施するプロフェッショナル人材支援事業、または、先導的人材マッチング支援事業を利用して、移住及び就業する。
 - ②週 20 時間以上の無期雇用契約である。
 - ③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。
- （３）テレワーク：下記①～④の全てに該当する
 - ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
 - ②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。
 - ③出勤する頻度が、勤務日数の 1/5 より少なく（例：月 20 日勤務の場合、出勤 3 日以下であり、恒常的に通勤しない）、かつ週 20 時間以上テレワークを実施している。
 - ④勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていない（出社実績に応じた実費支給は OK）。
- （４）関係人口：別紙の要件に該当する
 - 詳細は別紙（関係人口の要件について）をご確認ください。
- （５）起業：下記に該当する
 - 栃木県地域課題解決型創業支援補助金の交付決定を受けている。

4. その他

下記①～④の全てに該当する

- ①世帯員全員が暴力団等関係者でない。
- ②日本人である、または、外国人であって、永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・特別永住者のいずれかの在留資格を有する。
- ③過去 10 年以内に移住支援金の交付を受けていない。
- ④若者等移住定住促進奨励金の交付を受けていない。

移住支援金に関するお問合せ先 佐野市総合戦略推進室

栃木県佐野市高砂町 1 番地 （4 階）
電話番号 0283-20-3012
E-mail ijuteiju@city.sano.lg.jp